

# 第1編 総論



# 第1章 平成11年度農林水産行政の概観

## 第1節 農業

### 1 施策の背景

農業は、国民生活に不可欠な食料の安定供給という重要な役割を果たすとともに、その適切な生産活動を通じて、国土や自然環境の保全などの多面的機能を發揮している。また、国土の大半を占める農村は、生産の場であり、かつ、農業者を中心とする地域住民の生活の場であるほか、地域文化をはぐくみ、緑と潤いに満ちた空間を国民に提供するという機能を有する国民共通の財産である。

将来にわたり国民が安心して暮らせる豊かな社会を築いていくためには、こうした役割を担う農業・農村の健全な発展を図ることが極めて重要である。

このため、平成11年7月に、21世紀に向けた食料・農業・農村政策の基本指針として「食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、翌年3月には、その基本理念を具体化するため、「食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されたところである。

今後、農林水産省としては、基本計画に基づき、これまでの施策の検証を行いつつ、関係法制度の整備や農業予算の抜本的な見直しにより、所要の施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

### 2 講じた施策の重点

基本法に掲げられた「食料の安定供給の確保」「多面的機能の発揮」「農業の持続的な発展」及び「農村の振興」の4つの基本理念の実現に向け、以下のようないくつかの施策を積極的に展開した。

#### (1) 食料の安定供給の確保に関する施策

##### ア 食料消費の改善に関する施策

食料消費、食行動が多様化する中、食生活の乱れが顕在化していることから、消費者意識の喚起を行い、消費者の自発的な食生活改善行動を促進することを目的として、平成12年3月に、文部省、厚生省、農林水産省の3省が「食生活指針」を策定した。

また、食に関連する団体・企業や消費者団体等が一体となって、現在の食生活の課題や健全な食生活、食品の安全に係る啓発活動等を行う「食を考える国民会議」を設立し、食生活を見直す国民的運動を展開した。

さらに、消費者の行政ニーズの増大等に対応して、農林水産消費技術センターを通じた食品等に関する情報提供を実施したほか、消費者と行政、食品産業界、生産者団体あるいは消費者相互の対話交流を一層促進するため、農林水産省本省、地方農政局、農林水産消費技術センター、食糧事務所の「消費者の部屋」又は「消費者コーナー」の充実を図った。

##### イ 国内農業生産の増大に向けた施策

国民の必要とする食料を安定的に供給するため、国内農業生産の増大を図ることを基本とし、技術の開発等による生産性の向上、地域の条件や特色を生かした適地適産の推進、国内農業と消費者・食品産業との結び付きの強化等を図った。特に国内農業の基幹である水田農業の活性化を図るために、需要に応じた米の計画的生産と水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を柱とする「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」を策定するとともに、農業生産体制強化総合推進対策や畜産再編総合対策の実施等により、国内農業生産の増大に向けた総合的な支援を行った。

##### (ア) 生産努力目標の策定

基本計画において、主要な農産物につき、品目ごとに、担い手、品質・コスト等の生産面における課題を明確化した上で、それらの課題が解決された場合に実現可能な平成22年度の国内生産水準を、生産努力目標として定めた。

##### (イ) 主要作目の生産対策

###### a 米

① 最近の米をめぐる情勢の変化に対応して、担い手を中心とする効率的な地域農業生産システムの構築を推進するとともに、経営体の飛躍的な規模拡大に資する直播栽培技術を基幹技術として、大区画ほ場対応型先進技術との組合せによる新しい稲作技術体系の確立・普及を促進した。

② 米の生産調整については、平成10年度からの2年間で米の需給均衡の回復を図るため、平成11年度の

生産調整目標面積を前年度と同規模の96万3千haとして実施するとともに、平成11年度においても、引き続き生産調整の円滑かつ実効ある推進を図るため、米需給安定対策、稲作経営安定対策及び水田営農確立助成を一体的に実施した。

また、水田を活用して麦・大豆・飼料作物の生産に意欲的に取り組む農業者を支援するため、「水田麦・大豆・飼料作物の生産振興緊急対策」を実施した。

- ③ 米の消費拡大については、栄養バランスに優れた健康に良い米を中心とした日本型食生活を普及・定着させること等を基本として、ごはん食関連団体等を中心としたごはん食ネットワーク事業及びごはん食普及事業を実施するなど、各般の施策を積極的に推進した。

#### b 畑作物

担い手の高齢化・減少、国際化の進展等の厳しい情勢に対処し、畑作物の確固たる生産体制を構築するため、畑作の経営展望の実現に向けて、合理的な輪作体系の確立、実需者ニーズに対応した生産・流通・加工体制の整備、組織経営体の育成等による主産地の形成、先進的畑作技術の開発・普及、生産基盤の整備等を図るための各種施策を総合的に推進した。

#### c 野菜

輸入野菜との競合の中で国産野菜の需要を確保していくため、生産性・品質の向上及び高付加価値化に向けた产地体制の整備等各般の施策を実施し、国産野菜の周年的な安定供給を図るとともに、多様な消費ニーズに即した野菜の生産流通を推進した。

#### d 畜産物

WTO協定実施に伴う国際化の一層の進展、最近の畜産物の需給及び価格の動向、畜産経営の動向等我が国の畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して、畜産物の安定的な供給と畜産経営の健全な発展を図るため、各般の施策を展開した。

#### e 果樹

最近の果樹農業をめぐる情勢の変化に対応し、果樹農業の振興を図るため、「果樹農業振興特別措置法」に基づく「果樹農業振興基本方針」を改定するとともに、うんしゅうみかんについて、「生産出荷安定指針」に即して摘果等の計画的かつ安定的な生産・出荷を推進するなど、各般の施策を講じた。

#### f 花き

近年、生活に潤いや安らぎを求める気運が高まりを見せる中で、花きの普及・振興を通じた豊かな国民生活の実現と特色ある地域農業の振興を図るために、流通

コストの低減と環境に配慮した広域生産・出荷システムの構築を推進するなど、各般の施策を講じた。

#### (ウ) 食生活の見直しに向けた取組

我が国の食生活が大きく変化し、国内生産では対応できなくなったことが食料自給率の低下の大きな要因となっている一方、食べ残し等食生活における無駄、脂質摂取過多等による栄養バランスの崩れ等も見られることから、食生活の見直しを推進するため、必要な情報提供や啓発活動を展開した。

#### (エ) 食料自給率目標の策定

食料自給率目標については、基本計画においてこれを掲げることが、生産・消費両面にわたる取組の指針として重要な意義を持つこと、その達成に向けた取組を通じ我が国の食料供給力の向上が図られること、我が国の食料自給率が供給熱量ベースで4割程度となっている中で、国民の多くが我が国の食料事情に不安を抱いていることを踏まえ、基本的には、食料として国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賄うことを目指すのが適当であるが、基本計画で定める目標としては、実現可能性等を考慮して、平成22年度までに生産・消費両面の課題が解決された場合に実現可能な水準として、45%（供給熱量総合食料自給率）と定めた。

#### ウ 食品の安全・品質管理対策の強化及び表示・規格制度の改善に関する施策

消費者の食における安全と安心を確保するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」に基づく食品製造・加工事業者へのHACCP手法の円滑な導入の促進を図るなど、食品の生産から消費に至る食品の安全・品質管理対策を強化したほか、健康的で豊かな食生活の実現のための食生活に関する情報提供等を行った。

また、消費者の適切な商品選択に資するため、有機食品の認証及び表示の制度を整備するなど、食品の表示・規格の充実・強化を図った。

#### エ 食品産業の健全な発展に関する施策

##### (ア) 食品産業の事業基盤の強化

食品産業の事業基盤の強化に資する技術開発を推進するとともに、「特定農産加工業経営改善臨時措置法」の改正及び同法に基づく金融・税制上の支援、中小企業への支援等業種横断的施策の活用の促進、外食産業の振興といった施策を講じた。

##### (イ) 食品産業と国内農業との連携強化

食品産業は、消費者への食料の安定供給や豊かな食生活を支えるという重要な役割を果たすとともに、国産農産物の重要な販売経路となっている。

また、持続的な社会を形成する観点から、食品産業においても廃棄物の排出抑制等に努力するとともに、加工残さのリサイクル利用等の取組を促進していく必要がある。

このため、農産物の生産から加工・流通・消費に至る食料供給の一連の流れであるフードシステムを構成する食品産業と農業との連携を強化しつつ、国産農産物利用と実需者・消費者ニーズに即した食品の生産・消費の拡大等を図るため、原料野菜の契約取引の高度化の推進、有機性廃棄物のたい肥化・飼料化の実験実証など、各般の取組を推進した。

#### (ア) 食品産業における環境対策の推進

食品産業において環境負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムの実現に向け、生産・流通・消費を通じた廃棄物減量化・再資源化等の環境対策の総合的な取組を推進した。

また、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の適切かつ円滑な施行を図るため、特定事業者に対する立入検査及び点検指導等を行ったほか、食品容器包装のリサイクルに関する高度化技術の開発等により事業者の再商品化を支援した。

#### (イ) 食品流通の効率化と活性化

生鮮食料品等流通を取り巻く諸情勢の変化に対処して、卸売市場の新たな展開と活性化を図るため、卸売業者・中卸業者の経営体質の強化、市場利用者のニーズに応じた取引方法の改善、流通の広域化に対応した卸売市場の再編の円滑化等のための措置を内容とする「卸売市場法」及び「食品流通構造改善促進法」の改正を行ったほか、卸売市場の機能・連携強化のための取組を推進した。

また、生鮮食料品等の流通全体の効率化、魅力ある小売業への転換により食品小売業の活性化を図るために、食品小売業者が加工・包装等の業務を一括共同化するための取組を支援した。

さらに、生鮮食料品等の取引の電子化を推進するため、その前提となる様々なコード・メッセージ等の標準化及び利用システムの開発等を行ったほか、地域における農産物・農産加工品に係るインターネットモールの構築等の促進、集出荷施設、加工処理施設、カントリーエレベーター等の産地における物流拠点やこれらと幹線道路等へのアクセス道路の整備による農林水産物の物流合理化の推進等の取組を行った。

#### (ウ) 農産物の輸出入に関する施策

##### (ア) 農産物の安定的な輸入の確保

安定的な食料輸入を確保するため、WTO(世界貿易機関)、OECD(経済協力開発機構)、FAO(国際連合

食糧農業機関)、APEC(アジア太平洋経済協力会議)等の場を活用して、積極的に関係国との意見交換を行い、食料純輸入国としての我が国の立場や考え方に対する国際的理義の促進を図るとともに、海外情報の収集・分析体制の充実を図った。

##### (イ) 国産農産物等の輸出の促進に対する支援

国産農産物等の輸出を促進するため、農産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化等の施策を講じた。

##### (ウ) 適正な備蓄の実施に関する施策

食料供給が不足する事態に備えて、米、麦、大豆及び飼料穀物について、適正かつ効率的な備蓄を行った。

##### (エ) 動物検疫及び植物検疫対策の推進

「家畜伝染病予防法」に基づき、海外から輸入される家畜等を介して伝染性疾病が国内に侵入することを防止するとともに、海外に輸出する家畜等を介して伝染性疾病が広がらないよう、動物検疫体制を引き続き強化した。

また、「植物防疫法」に基づき、海外からの病害虫の侵入とそのまん延を防止するとともに、海外に輸出される農産物が輸出相手国の検疫条件を満たすよう、植物検疫体制を引き続き強化した。

##### (オ) 不測時における食料安全保障に関する施策

凶作、輸入の途絶等により、相当の期間、食料供給が著しくひっ迫するような不測の事態においても、国民が最低限度必要とする食料が確保されるよう、危機管理体制についての検討を行った。

##### (キ) 国際協力の推進に関する施策

開発途上国の食料増産等に向けた自助努力を積極的に支援するため、これら諸国の要請に応じ、国際協力事業団を通じた専門家の派遣、機材の供与、研修員の受け入れ等を行うとともに、民間企業等が行う海外農業開発を促進するための資金の貸付け、技術指導を推進した。

また、開発途上国の農業・農村開発、食料増産等を行うため、円借款の供与及び無償資金協力を行うほか、食糧援助規約に基づく食糧援助等を行った。

さらに、食料安全保障の確立のための支援等に重点を置いた効率的・効果的な国際協力を推進するため、各種事業を実施した。

#### (2) 農業の持続的な発展に関する施策

##### ア 望ましい農業構造の確立と専ら農業を営む者等による農業経営の展開に関する施策

##### (ア) 経営政策の充実

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、経営改善に向けた支援の強化、畜産経営

の担い手の支援体制の整備、農業金融の充実、農地流動化の推進を通じた経営規模の拡大、担い手育成のための農業農村整備事業の推進等の施策を総合的に実施した。

また、農業者の老後の生活の安定を図るとともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に資するため、農業者年金基金が行う農業者年金事業等の推進を図った。

#### (イ) 農業構造改善事業の推進

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が生産の大宗を担う農業構造を早急に実現するため、経営体の育成・強化のための経営基盤の確立、地域連携による経営体発展の条件整備等の目標を掲げ、地域内の関係者の活力を結集して、体制づくりや施設の整備等の事業を総合的に実施した。

また、これらの事業の円滑かつ的確な実施を図るために、地域連携協定の締結及びその実践等を支援した。

さらに、農業農村活性化農業構造改善事業については、美しいむらづくりモデル地区特別整備事業等の継続事業を推進した。

#### (ウ) 農業経営の法人化の推進と農業生産法人の活性化

農業法人を育成するため、法人の設立・運営に関する相談・指導等を関係機関・団体が一体となって実施するなど、農業経営の法人化の推進と経営体质の強化のための施策を推進した。

また、担い手の経営形態の選択肢を拡大するとともに、農業生産法人の活力ある農業経営を実現するため、専門家による検討会において検討を行い、農業生産法人の一形態として株式会社を追加し、事業要件、構成員要件及び業務執行役員要件を見直すこととし、これらの制度見直しに伴う懸念を払拭するための措置として、農地の権利取得の許可時における審査の充実を図る等の措置を講ずる等の結論を得た。

#### イ 農地の確保及び有効利用に関する施策

##### (ア) 優良農地の確保・有効利用と耕作放棄の解消

農業生産にとって最も基礎的な資源である農地を良好な状態で確保するため、農用地等の確保に関する基本的な方向、農業振興地域の指定の基準等に係る「農用地等の確保等に関する基本指針」の国による策定、計画的な土地利用の徹底に資するための農用地区域の設定基準等の法定化、市町村農業振興地域整備計画の計画事項の拡充等を内容とする「農業振興地域の整備に関する法律」の改正を行った。

また、耕作放棄の解消を図るため、地元市町村における具体的な有効利用計画の策定、耕作放棄地の受け

手としての担い手の育成及び受け手のない農地についての農地保有合理化法人による管理耕作の活用等を推進した。

#### (イ) 農地流動化の推進

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を実現するため、市町村ごとの農地流動化目標の設定を推進するとともに、担い手への農用地の利用集積が促進されるよう、農地流動化施策の実施を推進した。また、市町村段階の農地保有合理化法人による農地流動化推進への取組の強化を図った。

#### ウ 農業生産の基盤の整備に関する施策

国際化の急激な進展に対応できる効率的な農業とこれを支える活力ある地域社会の確立を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の整備と立ち後れている農村の生活環境の整備を一体的に行うとともに農地等の保全・管理を行う農業農村整備事業を推進した。

#### エ 人材の育成及び確保に関する施策

##### (ア) 新規就農の促進等

効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、新規就農に関する情報提供・相談活動を展開するとともに、新規就農者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進並びに資金の融通、新規就農者による円滑な経営継承のための取組を推進した。

#### (イ) 農業教育の推進

子供たちの「生きる力」をはぐくむとともに、農業への理解を醸成し、次世代の農業の担い手を育成する観点から、青年農業者の育成や農業体験学習等について、文部省との連携を強化しつつ、各般の施策を実施した。

#### オ 女性の参画の促進に関する施策

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が農業経営に参画する機会を確保するための環境整備、女性による特産物づくりや農産加工等の活動の促進等の施策を講じた。

#### カ 高齢農業者の活動の促進に関する施策

地域の農業における高齢農業者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動を行うことができるよう、高齢農業者の自主的かつ積極的な農業関係活動への取組を支援したほか、地域住民によるボランティア活動推進のための既存施設等のバリアフリー化等農村における高齢者福祉対策の充実を図った。

### キ 農業生産組織の活動の促進に関する施策

集落を基本単位とした営農システムの発展と安定化を図るため、集落営農の位置付けを明確化するため所要の措置を講ずるとともに、条件の整ったものについては、特定農業法人化を視野に入れた地域の話合活動や農協等が行う特定農業法人の設立・育成に向けた活動を支援した。

### ク 技術の開発及び普及に関する施策

#### (ア) 技術開発の充実・強化

基本法に基づき、農業に係る技術の研究開発目標を明確化する等の観点から、平成11年11月に、今後10年を見通した「農林水産研究基本目標」を策定した。

また、新たな農政の展開をめぐる状況に適切に対応するため、技術開発を重点化し、イネ・ゲノム研究を始めとする基礎的・先導的研究の強化、「麦新品種緊急開発プロジェクト」の創設など現場ニーズに直結した技術開発の強化、農林水産業における内分泌かく乱物質の動態解明と作用機構に関する総合研究など地球環境問題に対応した研究の強化、研究成果の移転強化と民間研究の促進等を図るとともに、研究評価システムの高度化等研究基盤の強化を推進した。

#### (イ) 普及事業の見直し

協同農業普及事業について、効率的かつ効果的な事業運営の観点も踏まえた見直しを実施し、対象者の重視化、担い手となる個々の農業者の経営実態等に即したきめ細かい事業展開を図ることとした。

このような観点から、協同農業普及事業交付金を交付し、普及職員の設置、地域農業改良普及センターの運営等の基礎的な整備を行った。

### ケ 農産物の価格の形成と農業経営の安定に関する施策

#### (ア) 国内農業生産の増大に資する価格形成の実現と経営安定対策の実施

需要に即した国内農業生産の維持・増大を図るため、農産物の価格が需給事情や品質評価を適切に反映して形成されるよう、価格政策の見直しを行い、麦の民間流通への移行、大豆の交付金の定額化、乳製品に係る安定指標価格及び加工原料乳に係る基準取引価格の廃止等の改善を行うこととした。

また、価格政策の見直し内容に応じ、価格の大幅な低落が意欲ある担い手の経営に大きな影響を及ぼさないよう、経営への影響を緩和するための経営安定対策について検討を行い、麦作経営安定資金の創設、大豆に係る定額交付金制度への移行及び大豆作経営安定対策の導入、加工原料乳に係る経営安定措置の導入等を行うこととした。

#### (イ) 主要品目別の価格政策等の概要とその検討方向

##### a 米

新たな米政策の2年目の推進に当たり、生産調整対策、稲作経営安定対策、計画流通制度の運営改善の3つを基軸とする施策を強力に推進した。

また、平成11年産の水稻の作柄及び米の需給・価格動向にかんがみ、米の需給バランスの早期回復を図る観点から、平成11年9月に「米の緊急需給安定対策」を決定し、その着実な実施を図った。

さらに、同年10月には、需要に応じた米の計画的生産と水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を柱とする「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」を決定し、この中で米の生産オーバー分の主食用以外への別途処理の導入、稲作経営安定対策の充実等を図ることとした。

##### b 麦

需要と生産のミスマッチを解消し、需要に即した良品質麦の生産を推進する観点から、国内産麦について、民間流通に移行することとした。また、民間流通への移行に際して、生産者の経営安定等を図るために、「麦作経営安定資金」を創設することとした。

このほか、「災害収入共済方式」の導入等を内容とする「農業災害補償法」の改正、「麦新品種緊急開発プロジェクト」による品種開発の推進、担い手を中心とした効率的な生産体制の整備など生産対策の充実・強化、飼料用輸入麦について売渡資格者（輸入業者）と買受資格者（卸売業者等）が連名で同時に売買申込みを行う契約方式の導入等、国内産麦、外国産麦、麦加工産業、飼料用麦の各方面にわたる総合的な施策を推進した。

##### c 大豆・なたね

「大豆なたね交付金暫定措置法」の適正な運用等により、価格の安定を図った。

##### d 砂糖及び甘味資源作物

「砂糖の価格安定等に関する法律」の適正な運用等により、価格の安定を図った。

##### e 畜産物

牛乳・乳製品については、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」の適正な運用等により、価格の安定と生乳の再生産の確保を図った。

牛肉・豚肉については、「畜産物の価格安定等に関する法律」の適正な運用等により、価格の安定を図った。

また、肉用子牛生産の安定を図るため、「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、肉用子牛について、その平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に都道府県肉用子牛価格安定基金協会を通じて生産者に補給

金を交付する肉用子牛生産者補給金制度を実施した。

鶏卵については、国、地方公共団体等を通じて需要に見合った計画的な生産の推進を図るとともに、卵価安定基金の補てん準備金の造成に対し助成を行った。

#### f 野菜

野菜の価格の安定を図るため、指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業について、交付予約数量の増加、保証基準額の改定等を行ったほか、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業について、事業の対象野菜へのチングンサイの追加等を行った。

また、天候等による価格低落時の出荷調整に対する助成を引き続き行ったほか、野菜の一時的な需給変動等による価格低落時に、産地廃棄等緊急出荷調整を行った生産者に対し、交付金を交付した。

さらに、野菜の価格高騰時に生産者団体が価格高騰を抑制するための事業を実施する場合に助成を行った。

#### g 果実

果実の需給・価格の安定と果樹農家の経営の安定を図るために、中央果実生産出荷安定基金協会において、加工原料用果実の価格が作柄変動等により低落した場合に補給金を交付する価格差補てんや、改植等を行った農家の借入資金に対する利子補給等を実施するとともに、果実加工品の調整保管に必要な資金の造成を行った。

#### コ 農業災害による損失の補てんに関する施策

災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るために、農業災害補償制度について、必要な見直しを行うとともに、適切な運用を図った。

#### サ 自然循環機能の維持増進に関する施策

農業が本来有する自然循環機能を十分に發揮させ、その持続的な発展を図るために、持続性の高い農業の推進、家畜排せつ物の適切な管理と有効利用の推進及び有機性資源の循環利用システムの構築の推進を図った。また、農業分野における地球規模での環境問題への対応の強化を図った。

#### シ 農業資材の生産及び流通の合理化等に関する施策

生産コストの低減を図る観点から、肥料、農薬、機械等の農業資材の生産・流通・利用の合理化等を通じ資材費の低減を図るために、インターネットを活用した資材情報の提供及び県域を超えた農業機械の広域レンタル方式の普及とともに、資材費低減推進モデル地区において、一貫パレチゼーション等の導入によ

る肥料物流の合理化等、資材費低減に向けた各種対策の有機的な連携による総合的な取組を推進した。

#### (3) 農村の振興に関する施策

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、そのような場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしている。したがって、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に發揮されるようするためには、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、農村の振興が図られなければならない。

このような観点から、農業の振興はもとより、自然、歴史、文化、景観等の地域資源を活用しながら、農村の有する豊かな自然環境との調和を保ちつつ、個性的で魅力ある地域づくりを総合的に進めること等により、農村が、地域住民にとって、また、都市住民からみても、快適な地域社会となるよう努めた。特に、少子高齢化の進行等も踏まえ、女性や高齢者が暮らしやすく活動しやすい農村の形成を図った。

#### ア 農村の総合的な振興に関する施策

##### (ア) 農業の振興その他農村の総合的な振興に資する施策

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域制度の適切な運用を通じ、農村における土地の農業上の利用と他の利用とを適切に調整する観点から、計画的な土地利用の徹底に資するための農用地区域の設定基準等の法定化、市町村農業振興地域整備計画の計画事項の拡充等を内容とする同法の改正を行った。

また、農村の就業機会の確保に資する観点から、地域の特色を生かした農産物、加工食品等の開発・提供、地域資源を活用した内発型の地場産業の振興、農村への工業・物流業等の計画的な導入等を推進した。

##### (イ) 農業生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備

農村においては、地域住民の生活の場で農業が営まれていることから、農業生産の基盤と農村の生活環境が密接に関係している。このことを踏まえ、農業用排水施設、農業用道路、農業集落排水施設等の整備を効率的かつ効果的に進めため、農業生産の基盤と農村の生活環境の一体的な整備を推進した。

その際、自然環境の保全や良好な景観の形成等の多面的機能の発揮、美しくアメニティに満ちた魅力ある田園空間の形成及び地域資源の循環利用の促進に資するよう配慮した。

#### イ 中山間地域等の振興に関する施策

中山間地域等が、そこで農業生産活動が行われるこ

とを通じ、食料の安定供給の確保及び多面的機能の發揮を図る上で重要な役割を果たしていることを踏まえて、こうした役割を十分発揮できるよう、中山間地域等の総合的な振興を図る観点から、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産・販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進等の施策を講じた。

また、多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じ、耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、農業生産条件の不利を補正するための施策として、平成12年度から中山間地域等直接支払制度を導入することとした。

#### ウ 都市と農村の交流等に関する施策

国民の農業・農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、農村における滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム）の推進など都市と農村との間の交流の促進、市民農園の整備の推進等の施策を実施した。

また、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図った。

#### (4) 団体の再編整備等に関する施策

農業協同組合系統組織、農業委員会系統組織等の農業団体について、それぞれの役割を明確化するとともに、組織の簡素化・合理化、事業運営の効率化を図るために、所要の助成等を行った。

#### (5) その他の重要施策

##### ア ウルグアイ・ラウンド対策の着実な推進

農業・農村を21世紀に向けて持続的に発展させ、将来にわたって我が国経済社会における基幹的な産業・地域として次世代に受け継いでいくため、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な推進を図った。

##### イ 次期WTO農業交渉への取組

平成11年4月末に「次期WTO交渉における対応の基本的考え方」を取りまとめ、国民合意に基づく交渉を行っていくという観点から、消費者団体や経済団体等に対して「基本的考え方」の説明を行ったほか、地方農政局単位での説明会を開催するなど、国民各界への情報提供を積極的に実施した。こうしたプロセスを経て、さらに議論を進め、同年6月末に「次期交渉に向けての日本の提案」を取りまとめ、WTO事務局に提案した。

##### ウ 高度情報通信社会の実現に向けた施策

高度情報通信社会の実現に向け、急速に進歩する情

報通信技術を活用し、農林水産業の活性化、食品流通・食品産業の高度化等を図るため、民間主導を原則としたハード・ソフト両面の情報通信インフラの整備、情報提供システムの開発・運用、情報化による試験研究の効率的推進、行政の情報化等幅広い施策を総合的に実施した。

### 3 財 政 措 置

以上の重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保・充実に努め、平成11年度農業関係予算一般会計予算額は、総額2兆9,391億円となった。

また、平成11年度の農林水産省関係の財政投融资計画額は4,394億円となった。このうち主要なものは、農林漁業金融公庫への財政投融资計画額で3,200億円となっている。

### 4 税制上の措置

#### (1) 国 税

第145回国会において成立した「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、畜産業を営む者が取得する一定の家畜排せつ物管理施設について、取得価額の16/100の特別償却を認める措置を講じた。

また、同国会において成立した「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づく導入計画の認定を受けた農業者が取得した持続性の高い農業生産方式の導入に必要な農業用減価償却資産について、取得価額の7/100の特別税額控除又は取得価額の30/100の特別償却の選択適用を認める措置を講じた。

「農業経営基盤強化促進法」に基づく農業経営改善計画を実施する者の農業用機械等の割増償却制度（20%，新規就農者30%）の適用期限を延長した。

#### (2) 地 方 税

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、畜産業を営む者が取得する一定の家畜排せつ物管理施設について、固定資産税の課税標準の特例措置（当初5年間1/2）を講じた。

「農業経営基盤強化促進法」に規定する農用地利用集積計画に基づき、農業振興地域内にある土地を取得した場合の不動産取得税の課税標準の特例措置を延長した。

### 5 農 業 金 融

認定農業者の経営展開を資金面から支援するため、農業経営基盤強化資金等について、所要の融資枠を確

保するとともに、新規就農の円滑化や野菜・花き生産の一層の生産性の向上・省力化等に資するため、各種制度資金について、融資内容の充実を図った。

## 6 立 法 措 置

第145回国会（通常国会）において、「食料・農業・農村基本法」を制定したほか、第145回国会及び第146回国会（臨時国会）において、

- ・「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律」
  - ・「農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律」
  - ・「森林開発公団法の一部を改正する法律」
  - ・「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律」
  - ・「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律」
  - ・「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」
  - ・「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」
  - ・「肥料取締法の一部を改正する法律」
  - ・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」
  - ・「農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律」
  - ・「農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律」
  - ・「農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」
  - ・「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
  - ・「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」
  - ・「中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律」
  - ・「産業活力再生特別措置法」
  - ・「中央省庁等改革関係法施行法」
  - ・「独立行政法人農林水産消費技術センター法」ほか独立行政法人個別法（12法）
  - ・「独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律」
  - ・「新事業創出促進法の一部を改正する法律」
- 等を制定した。

## 第2節 林 業

### 1 施策の背景となった林業の動向

我が国の林業は、収益性の悪化等によりその活動を停滞させ、さらに林業就業者の減少、高齢化を招いている。その結果整備の不十分な森林が発生するなど、これまで森林が果たしてきた安全で豊かな国民生活の形成に重大な影響が及ぶことも懸念されている。

一方、我が国の森林は、戦後に造成された人工林を中心に循環的に利用していく段階にきている。そのため林家等森林所有者の林業活動を喚起しつつ、適切な管理と保安林の整備等を通じて、森林の有する多様な機能の維持・向上が重要となっている。また、地球温暖化の深刻な影響が国際的に懸念される中、温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として森林、木材の役割の一層の發揮が求められている。

このためには森林の循環利用を促進し、二酸化炭素の貯蔵効果を高めるための適正な木材の利用推進が重要である。

こうした状況に適切に対処し、森林や林業、木材産業に期待される役割を十全に果たしていかれるよう、平成11年度においては、次の諸点に重点を置き施策を開展した。

### 2 講じた施策の重点

#### (1) 公益的機能の發揮と地球温暖化対策を重視した森林の整備

森林のもつ諸機能を総合的かつ高度に發揮させるため、全国森林計画で示した森林整備の目標等に即した地域森林計画、市町村森林整備計画を樹立し、計画的な森林整備等の推進を図るとともに、森林資源モニタリング調査等必要な調査を実施しその充実を図った。

第二次森林整備事業計画に基づき、森林の質的充実と公益的機能の高度発揮等の観点から、造林、林道の開設等各種事業を実施した。

間伐については、間伐対象森林が多く存在することから重点的に実施するとともに、全国的な間伐推進運動を開展した。

保安林機能等の維持増進を図るため、第5期保安林整備計画に基づき、水源かん養、災害防備、保健等の保安林の整備や第九次治山事業七箇年計画に基づく、山地治山事業、防災林造成事業等を緊急かつ計画的に推進した。

また、森林を病虫害や鳥獣害から守るため、「森林病

害虫等防除法」等に基づき、被害の状況、地域の実態に応じ、的確な防除を図るよう総合的な被害対策を推進するとともに、野生鳥獣との共存を目指した多様な森林整備や鳥獣害防止施設等の整備を推進した。

さらに、森林のもつ二酸化炭素の吸収源・炭素の貯蔵庫としての機能を高度発揮させるため、地球温暖化対策推進本部において決定された地球温暖化対策推進大綱に即し、荒廃地等における植林の推進による森林の造成、保育・間伐の的確な実施による健全で活力のある森林の整備を推進した。

このほか、「緑と水の森林基金」や「緑の募金」を活用した森林整備を推進するとともに、森林づくりに対する国民の気運の高まりに呼応し、国民参加に必要な条件整備、森林ボランティア活動への支援等による国民参加の森林・緑づくりを推進した。また、中央森林審議会の答申を受け、文部省との連携により「森の子くらぶ推進プロジェクト」及び「いこいとまなびの森交流プロジェクト」を平成11年度から実施し、青少年の野外教育活動を一層推進した。

加えて、リーダーの指導力向上講座の開設や実習教育への教材、施設等の提供を行った。

## (2) 活力ある林業経営の推進

林家等の林業経営体は、林業の収益性の悪化等により厳しい経営状況にあることから、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、林業経営体による林業経営改善計画の作成を推進するとともに、優良経営事例等に関する情報の提供、経営管理能力の養成のための研修等を通じて林業経営体の経営基盤強化を支援した。

また、林業経営体や林業事業体の育成のための条件整備、流域内での安定した木材供給体制、多様な森林資源を活用した地域づくりのため、特に、木材の乾燥や林業・木材産業分野の高度情報化を推進した。

さらに、特用林産物生産の振興を図り、安定的な林業経営等に資するため、特用林産物の生産基盤の整備等を総合的に推進するとともに、木炭生産者を育成するための施設整備、ゆとりある生産体制を確立するための組織的な経営改善活動、担い手支援体制の整備のほか、特用林産物の消費拡大を図るための消費者との積極的な交流等を推進した。

また、特用林産物への獣害防止のための防護柵等の設置による被害対策を推進した。

このほか、林業技術の向上等を図り林業経営に資するため、基礎的、基盤的な試験研究の推進、高性能林業機械の開発等を行うとともに、森林・林業に関する総合的な研修、林業普及指導の充実等を図った。

## (3) 林業事業体の育成と林業労働力の確保

林業就業者数の減少と高齢化に対処するため、各都道府県における林業労働力確保支援センターを中心として、林業への新規参入の促進や基幹となる就業者の養成、事業主が行う雇用管理の改善及び事業の合理化に関する計画の作成を推進するとともに、流域森林・林業活性化センターを拠点とした林業事業体に対する個別指導等を行うなど総合的な対策を実施した。

また、林業、木材産業や山村地域の活性化の中心的な役割を果たし得る森林組合を育成強化するため、広域合併の促進、休眠組合等の解散指導を行うとともに、森林計画制度において市町村の権限が強化されたことに伴い、市町村と密接な関係にある森林組合が、市町村と連携し地域の森林整備・管理を行えるよう体制の強化を図った。

さらに、事業主を対象とした安全管理手法の指導等の労働安全衛生対策を重点的に行った。

## (4) 木材の供給体制の整備と利用の推進

厳しい経営環境の下にある木材産業の活性化を図るために、流域ごとの林産加工体制の整備に係る課題とその取組方策の検討とともに、原木を大ロットかつ安定的供給のため、素材生産事業体の流域ごとの組織化・協業化、大工・工務店、建築設計者等との連携強化等を推進した。

また、加工・製造時の消費エネルギーが少なく、炭素の貯蔵効果を有する木材の利用を一層推進し、地球温暖化防止に寄与するため、乾燥材等の品質が安定した木材製品を安定的に供給するための原木流通拠点施設、製品の加工・流通拠点施設等を整備するとともに、木造住宅を長期間使用するためマニュアルの作成と木造住宅の良さを普及する推進員の育成やその活動への支援、木造施設等の建設を促進するための工法等の分析・普及、防護柵等の土木資材へ活用する技術の開発、木造建築物の構造体の耐火性能の把握、耐火設計法の開発、木材等のバイオマスを化石燃料に代替する技術の開発等を推進した。

さらに、持続可能な経営が行われている森林から生産された木材にラベル等を貼付する木材の認証・ラベリングへの取組を促進したほか、木材の需給と価格の安定に寄与するため、内外の需給動向に関する総合的な情報の収集、提供等を行う事業を実施した。

## (5) 林業の金融・税制の改善

林業の担い手への支援により林業生産活動を活性化しつつ、森林の有する多様な機能の高度発揮に向けた森林整備を図るため、農林漁業金融公庫等の資金については、林業経営育成資金の貸付利率等の特例措置の

追加等を実施した。

林業改善資金については、間伐の促進を図るため、団地間伐促進資金の貸付限度額の引上げ等実施した。

木材産業等高度化推進資金については、木材乾燥の一層の推進を図るため、乾燥材供給促進資金の貸付対象を拡大するとともに、間伐促進資金の貸付対象者の拡大及び貸付利率の引下げを実施した。

また、森林組合の育成強化を図るため、森林組合等が森林組合連合会の権利義務を包括承継する場合の不動産取得税・特別土地保有税（取得分）について非課税措置を創設した。

#### (6) 山村等の活性化

都市と山村の交流を促進し活力ある山村づくりを進めるため、都市住民等が森林浴を行える森林等保健機能の高い森林空間の整備とこのような活動に対する指導体制の整備を併せて推進するとともに、ボランティア団体や都市住民が森林づくりに参加できる地域を整備するなど、国民の参加による森林の維持、管理等を促進した。また、自然と人との共生に対する国民の理解を深めるため、多様な体験や学習を行える森林の整備を推進した。

さらに、山村振興対策等を計画的かつ総合的に推進するため、振興山村等をはじめとするいわゆる中山間地域等において、林業生産基盤と生活環境基盤の整備、しいたけ等の原木栽培省力化施設の導入等推進した。

このほか、水源林造成の指定地域であって、農業生産の不利な地域での農林業の持続的な生産活動を促進するとともに、これを通じ、水源かん養等の公益的機能の保全を図るため、水源林造成事業と一体として農用地等を整備するための特定中山間保全整備事業を創設することとし、これに必要な調査を実施した。

#### (7) 国有林野事業の抜本的改革の推進

国有林野事業の財務の健全性を回復し、国民共通の財産である国有林野を将来にわたって適切かつ効率的に管理経営する体制を確立するため、平成10年10月に成立した「国有林野事業の改革のための特別措置法」等に基づき、公益的機能の維持増進を旨とした管理経営への転換、組織・要員の徹底した合理化、縮減、新しい特別会計制度への移行、累積債務の本格的処理の4つを柱とした抜本的改革を着実に推進した。

このため、公益林等の保全管理、累積債務の処理等に必要な経費について一般会計から繰入れを行った。また、公益的機能の維持増進を基本に、国有林野事業収入の確保に努めるとともに、経費の節減に努めつつ、各種事業の効率的な実施を図った。

国有林の有する公益的機能が確実に発揮されるよう

にするため、森林保全整備事業・森林環境整備事業を実施し、森林整備に努めるとともに、特に「水土保全」を重視すべき森林については、育成複層林施業、長伐期施業等を推進した。

また、公益的機能の維持増進を基本に、木材の安定供給システムによる販売等の積極的な推進、需要動向に応じた機動的な生産・販売に一層努めた。

さらに、山地災害の防止等公益的機能の維持増進を図るため、治山事業の推進に努めるとともに、過密保安林の整備や砂防事業との連携による間伐材を利用した防災施設の整備を集中的に実施した。

このほか、森林生態系保護地域を中心に他の保護林とのネットワークの形成を図る「緑の回廊」の設定を検討し、より広範で効果的な森林生態系の保護に努めるとともに、国民が中心となった森林の整備等の活動の場として「ふれあいの森」の設定を推進し、国民参加の森林づくりを推進した。

#### (8) 森林・林業に関する国際的な取組と国際協力の推進

持続可能な森林経営の現場レベルでの実践的な取組を推進するため「モデル森林」への取組経験を踏まえた知見の交換や国際ネットワークづくりを進める国際会議を我が国で開催した。

また、持続可能な森林経営に関する国際合意の形成に貢献するため、国連の下で森林に関する国際的な取決め及びメカニズム等の検討を行う「森林に関する政府間フォーラム（IFF）」や持続可能な森林経営の基準・指標の検討を進めるモントリオール・プロセス等に引き続き積極的に参画した。これと併せて、国内においても、モントリオール・プロセスの基準・指標に関する具体的な調査事業等を引き続き実施した。

さらに、熱帯林等の持続可能な経営の促進に資する熱帯林の林地残材や工場廃材などの放棄バイオマスの有効利用を促進するため、地域住民等の関係者による放棄バイオマスの利用仕組みの構築等の必要な調査等を実施した。

このほか、国際熱帯木材機関（ITTO）に対し、森林火災対策の普及のための人材育成事業等の経費、国連食糧農業機関（FAO）に対しては、アジア地域共通の実証森林設定ガイドラインの構築等を行うプロジェクトに新たに拠出したほか、引き続き国際機関に資金を拠出し、これらの機関が海外で行う持続可能な森林経営の推進のための活動を支援した。また、国際協力事業団（JICA）の行う技術協力、無償資金協力、国際協力銀行（JBIC）の行う有償資金協力等の推進を通じて、持続可能な森林経営の達成に向けた開発途上国の取組

を支援した。

### 3 財政及び立法措置

#### (1) 財政措置

以上の重点施策をはじめとする諸施策を実施するため、林業関係の一般会計予算(表-1)、国有林野事業特別会計予算(表-2)及び森林保険特別会計予算(表-3)の確保に努めた。

表1 林業関係の一般会計予算

(単位：百万円)

区分	11年度
治山事業の推進	224,654
森林保全整備事業の推進	209,501
森林環境整備事業の推進	29,968
災害復旧等	60,077
保安林等整備管理	1,161
森林計画	1,124
林業生産流通総合対策	36,193
林業試験研究及び林業普及指導	12,419
森林病害虫等防除	2,954
林業資金融通	6,744
国際林業協力	841
その他の合計	52,840
合計	638,477

注：1) 予算額は補正後のものである。

2) 総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

表2 国有林野事業特別会計予算

(単位：百万円)

区分	11年度
国有林野事業勘定	266,452
治山勘定	230,903

注：1) 予算額は補正後のものである。

2) 治山勘定には負担金を含む。

表3 森林保険特別会計予算

(単位：百万円)

区分	11年度
森林国営保険事業・歳出	4,735

#### (2) 立法措置

制定した法律は次のとおりである。

第145回国会（常会）

「森林開発公団法の一部を改正する法律」

「職業安定法等の一部を改正する法律」

第146回国会（臨時）

「独立行政法人林木育種センター法」

「独立行政法人森林総合研究所法」

### 4 森林・山村に係る地方財政措置

国土庁、林野庁及び自治省による「森林・山村検討会」の検討を踏まえ、平成5年度から総合的な森林・山村関連施策を実施しており、これら施策推進のため引き続き、地方財政措置を講じ、市町村の財政基盤の充実が図られた。

具体的な措置としては、①「森林・山村対策」の公有林等における間伐等管理経費に対する普通交付税措置、②ふるさと林道緊急整備事業に対する起債措置等を引き続き実施し、所要の事業費枠が確保された。

また、森林等が国土保全に果たす多面的な役割に着目した「国土保全対策」経費についても、引き続き、地方財政措置が講じられた。

その具体的な措置としては、①「国土保全対策」のソフト事業として、森林組合等が行う間伐等への助成、Uターン・Iターン受入れ対策、後継者対策等国土保全に資する施策を推進するための事業に必要な経費に対する普通交付税措置、②上流域の水源維持等のために下流の地方団体が経費を負担した場合に、特別交付税措置、③国土保全対策事業として、新規就業者や林業後継者の定住化のための貸付用住宅の取得・整備、農山村の景観保全施設の整備、第3セクター設立のための出資等に要する経費の起債措置が実施された。

さらに、平成11年度から、農林水産省所管の国庫補助事業と地方単独事業との連携により農山漁村地域の総合的振興を図る農山漁村地域活力創出事業を創設し、地方単独事業に係る地方財政措置が講じられた。

## 第3節 水産業

### 1 施策の前提となる漁業の動向

平成11年度の漁業施策を講ずるに当たり、その背景となる漁業をめぐる動向のうち、特に留意した点は次のとおりである。

平成9年の水産物需給についてみると、需要量は、輸出量が増加したものの、国内消費量が減少したため、昨年に引き続き減少した。また、供給量は、食用向けの国内生産量、輸入量とも減少したものの、非食用の国内生産量、輸入量とも増加したため、増加に転じた。

平成9年の漁業経営についてみると、沿岸漁船漁業の漁業所得は、漁業支出が減少したものの、漁業収入が減少したため、前年に比べ減少した。また、中小漁業経営においては、漁業収入の増加等により、6年ぶりに黒字となったものの、借入金の依存度が高い等、

経営体質は依然としてぜい弱である、

漁業生産構造についてみると、漁業就業者は若年齢層を中心として減少が続いている、それに伴い就業者の高齢化も進行している。また、漁業経営体数も減少傾向にあり、今後の漁業生産力や漁村地域の活力の低下が懸念されている。

我が国漁業を取り巻く生産環境についてみると、我が国周辺水域における水産資源は総じて低水準にある。我が国としては、平成9年1月1日から実施している漁獲可能量制度を適切に運用するなど、科学的根拠に基づく資源の保存管理措置に立脚した責任ある漁業を推進していく必要がある。

## 2 講じた施策の重点

「海洋法に関する国際連合条約」(以下「国連海洋法条約」という。)に基づく新たな海洋秩序に的確に対応するとともに、我が国水産業を取り巻く内外の厳しい環境に対処し、国民に対する水産物の安定供給と我が国水産業の体質強化を図るために、平成11年度においては、次のような事項に重点を置いて、施策の効率的展開を図った。

(1) 新たな日中・日韓漁業協定の締結に関連して、我が国の排他的經濟水域において、国連海洋法条約に基づく沿岸国主義の下での外国漁船に対する取締りの実施等のため、取締船の増隻、航空機による取締りの拡充等を実施した。

(2) 漁獲可能量(TAC)制度の円滑な推進を図るため、我が国周辺水域の資源調査及び陸棚の底魚資源の状況等の調査を実施したほか、漁場生産力及びそのメカニズムの把握、モデル化等を検討するための調査を実施した。また、TACの適切な管理に資するため、全国・県段階の漁協組織がTACの管理に係る指針・計画を作成し、これに基づき、零細漁業者の指導、採捕状況のリアルタイムでの把握等を行うTACの管理体制を整備した。

(3) 資源管理の成果がより漁業経営に反映されるよう、漁業種類又は複数の魚種を対象とした取組等を、地域の漁業実態に即して計画的かつ効果的に展開した。

(4) 「持続的養殖生産確保法」を制定し、漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定疾病のまん延の防止のための措置を講じた。

(5) 養殖漁場の持続的利用を図るため、適正養殖の指標・基準の策定、地域毎の養殖業の高度化計画への支援、全国的に統一のとれた効果的な魚類防疫対策を実施した。また、さけ・ますふ化放流事業の集約化・効

率化及び高品質資源造成を図るための増殖施設の整備を進めたほか、さけ・ます増殖環境向上を図るための魚道整備、河川内環境の整備等を実施した。

(6) 最近における魚価の低迷等に対応して、中小漁業者等の経営の合理化等の取組の基盤を確保するのに必要な漁業経営環境変化対応緊急資金の融通措置を講じた。また、上記資金の創設に伴い、保証機能の強化を図るため、農林漁業信用基金に対する出資を実施した。

(7) 合併等への参加に支障がある経営困難漁協に対して、濃密経営改善指導を実施したほか、漁協の合併促進・財務改善を図るための総合的な対策を実施した。また、漁協の広域合併を促進し、資源管理体制及び生産販売体制の強化を図るため、一定の資源管理の取組を行う広域合併漁協が水産物の加工・処理・販売施設等の設置に要する経費について、低利融資の措置を講じた。

(8) 漁業従事者の養成・確保と福祉の向上を図るため、学校教育の充実、漁業労働条件の改善、社会保障の充実等を図った。

(9) 水産食品管理高度化センター事業により、水産加工業へのHACCP(危害分析・重要管理点)方式導入のための普及啓発、品質管理指針の策定、専門技術者の養成等を総合的に推進した。また、伝統的水産食品の品質管理の向上及び次世代型水産加工場のモデル設計の策定を行った。

(10) 漁協合併等を契機とした産地市場の統合を支援するため、漁協合併を計画している拠点的な産地等において流通加工機能と水揚機能を一体的に強化するための施設の整備を推進した。

(11) 新たな海洋秩序に対応した水産業の展開の基幹となる漁港漁村の緊急整備をはじめとした漁港の基本的な施設の整備及び漁港漁村の環境整備を図るため、「第9次漁港整備長期計画」(平成6~13年度)に基づき、漁港修築事業、漁港改修事業、漁業集落環境整備事業、漁港漁村総合整備事業、漁港関連道整備事業等を総合的かつ計画的に実施したほか、高齢化社会の到来に向けて、厚生省と連携し、高齢者も安心して就労・生活ができる漁村づくりを推進するため、広幅員の歩道、防風・防雪・防暑施設の整備等を実施した。

(12) 沿岸漁業の安定的な発展と国民への水産物の安定的な供給に資するため、「第4次沿岸漁場整備開発計画」(平成6~13年度)に基づき、我が国周辺水域における水産資源の維持培養と漁場の高度利用を図るため、沿岸漁場の整備・開発を推進した。

(13) 近年の沿岸漁業をめぐる厳しい情勢に対処するため、「沿岸漁業活性化構造改善事業」(平成6~11年度)

表5 水産関係予算

(単位：百万円、%)

項目	年 度	10	11	11／10
(一般会計)				
1 漁業経営の体質強化及び漁協系統の経営基盤の強化		22,397	11,688	52.2
2 新海洋秩序の下における資源の適正な管理とつくり育てる漁業の一層の充実		84,166	71,757	85.3
3 流通・加工・消費対策の強化		7,802	6,531	83.7
4 漁業生産基盤及び漁村の整備、漁村地域振興対策		446,422	368,207	82.5
5 国際漁業協力の推進と海洋水産資源調査・開発による海外漁場の確保		12,203	9,865	80.8
6 漁場環境保全対策及び内分泌かく乱物質対策等		1,863	2,030	109.0
7 技術開発及び試験研究の推進		10,481	12,551	119.8
水産関係一般会計予算総額		529,231	406,462	76.8
(特別会計)				
漁船再保險及び漁業共済保険		40,719	41,604	102.2

注：1) 一般会計予算には、北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁及び外務省計上の水産関係予算を含む。

2) 計数は、施策ごとに積み上げており、重複するものがあるため、合計が必ずしも総額と合致しない。

3) 各年度とも補正後予算額である。

により、増養殖場等の漁業生産基盤、漁業近代化施設、漁村環境及び交流促進施設の整備等を推進した。

(14) 平成6年度において策定された新マリノベーション構想を推進するため、各種水産施策を総合的に盛り込んだ基本計画の適正な管理、本構想の普及を図るための優良事例等に関する情報提供、新マリノベーション地域（基本計画策定地域）の活性化を支援する活動等を実施した。また、新マリノベーション拠点交流促進総合整備計画（ふれあい整備計画）に盛り込まれた各種水産関係事業を総合的かつ計画的に実施した。

(15) つくり育てる漁業と資源管理型漁業の一層の推進、産地市場の統合、水産物の生産性の向上と物流の効率化等に資するため、地方公共団体が漁協等と共同して策定した計画に即して、水産関係事業の連携強化による一体的整備を推進した。

(16) 「漁場環境保全のあり方」の考え方を整理したほか、それらの結果をも踏まえた漁場環境への影響評価を実施した。また、内分泌かく乱物質による魚介類への影響実態及び生息環境中の汚染状況に関する調査等を実施した。

(17) 埋立等によって消失する藻場・干潟の環境修復技術に関する調査・検討を行ったほか、生態系全般に配慮した漁場・海洋環境の維持・修復等を進めるための

基本構想（マリン・エコトピア21）に基づき、地域ごとに全体計画（マスター・プラン）を策定し、関連事業を総合的かつ計画的に実施した。

(18) 新海洋秩序下における水産業の展開に必要な水産関係技術の開発や試験研究を推進するため、各種実用化試験を実施した。

(19) 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）の一部を改正し、新たな保険制度の創設等の措置を講じた。

### 3 財政措置

水産関係予算の内訳は、表5のとおりである。

### 4 立法措置

平成11年度において施行された水産関係の主な法律は、第145回国会の「漁船損害等補償法の一部を改正する法律」（平成11年法律第46号）、「持続的養殖生産確保法」（平成11年法律第51号）及び「海岸法の一部を改正する法律」（平成11年法律第54号）並びに第146回国会の「独立行政法人さけ・ます資源管理センター法」（平成11年法律第190号）、「独立行政法人水産大学校法」（平成11年法律第191号）及び「独立行政法人水産総合研究センター法」（平成11年法律第199号）である。

